平成２２年（フ）第１３２号
熊本県水俣市桜井町１丁目１番３号
債務者　前田　吉博
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２２０号
北海道旭川市北門町19丁目2154番地の16　北門アパート105号
債務者　上小澤　操（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０４号
北海道旭川市永山３条３丁目１番５号　グループホーム圭
債務者　鈴木　妙子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１０号
北海道旭川市永山９条２丁目４番３号　ライフ105
債務者　天野美由貴
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２８号
北海道旭川市春光台１条２丁目９番19号
債務者　安齋　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２９号
北海道旭川市神居５条13丁目１番４号
債務者　佐藤喜恵子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３０号
北海道空知郡上富良野町旭町２丁目２番５―106号
債務者　宮ヶ丁栄理子（旧姓金・森）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３６号
北海道旭川市５条通19丁目1717番地　エンドレス519―907号室
債務者　大澤　　宇
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４４号
北海道旭川市近文町25丁目1177番地　旭マンション201号室
債務者　丸山　智幸
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４８号
北海道勇払郡占冠村字中央
債務者　夏堀　諭利
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５３号
北海道旭川市３条西３丁目２番８号　晃コーポ205号
債務者　山口　初美（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８３０号
横浜市中区末吉町３丁目40番地１　ベルメゾン森203号室
債務者　井田　吉洋
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７３号
横浜市南区中里１丁目15番20号　カーサ上大岡501
債務者　鶴田　有美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８４号
横浜市港北区日吉７丁目６番３号　サンライトコート401
債務者　齊藤みえ子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部